

	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。 ・実施主体:事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容:排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・指導者の要件:研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。 ・研修の頻度:排水管の清掃作業に従事する者のすべてが1年に1回以上受講できるものであること。(回数を分けて実施してもよい)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①登録申請書(細則第3号様式) ②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真 ③機械器具及び薬剤の保管庫の設置場所を示す図面並びに構造及び機械器具及び薬剤の保管状態を明らかにする図面 ④排水管槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面(様式6)及びその者が資格者であることを証する書類 ⑤従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式7) ⑥排水管清掃作業及び排水管清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面(様式8-6) ⑦営業所の案内図及び配置平面図 ⑧営利法人以外の法人、協同組合等にあつては、定款又は寄付行為の写し ⑨登録手数料(35,000円分の山梨県収入証紙)